ANAグループ団体保険





あったかまもり

ANAグループ団体総合生活保険

43.75%

割引

※団体割引 25%損害率による割引 25%適用

- ➡ 医療補償
- ♦ がん補償
- **介護補償** (年金払介護・一時金)
- 陽害補償
- ∅ 携行品
- ホールインワン・アルバトロス費用
- 個人賠償責任
- 弁護士費用等





もっと豊かにします安心への備えが



新たに3つの おすすめ パッケージプラン も登場!



保険期間 2024年5月25日午後4時 から 2025年5月25日午後4時まで1年間

あったかまもり [団体総合生活保険] の特徴

1 大幅な団体割引・損害率による割引が適用されます!

43.75%割引**(団体割引 25%、損害率による割引 25% 適用)

※ 更新の際、割引率が変動する可能性がございます。

2 ご加入手続きが簡単です!

Web で簡単にお手続きが可能です。

- ※ OB・OG の方は、団体総合生活保険に初めてお申し込みされる場合、Web 手続きに加えて書面にて保険料振替口座の設定手続きが必要となります。 詳しくは、取扱代理店までお問い合わせください。
- ③ ご加入の際、医師の診査は不要です!

医療補償、がん補償、介護補償は、

加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。※

- ※ 告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
- 4 充実したサービスにより安心をお届けします!

東京海上日動のサービス体制により「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップします。

※ 詳細については P22-23 をご確認ください。

「あったかまもり」は団体総合生活保険のペットネームです。

ご注意いただきたいこと(共通)一

加入者の範囲

● ANA ホールディングス(株)および系列会社の役員・従業員(団体の構成員)とその退職者

保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1としてご加入いただける方の範囲

- ① ANA ホールディングス(株)および系列会社の役員・従業員(団体の構成員)とその退職者
- ※対象となる系列会社につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。
- ②上記①の家族(配偶者、子供、両親、兄弟および本団体の構成員(退職者を含む)と同居している親族をいいます。)
- ※傷害補償の家族型については、上記①の家族(配偶者、子供、両親、兄弟)
- *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

保険料のお支払いは月払いとなります。1年ごとの契約です。2年目以降は自動更新となります。

用語の解説 -

- (1) 配偶者: 法律上の配偶者のほか、
- ①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、
- ②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方

を含みせす

ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。(婚約とは異なります。)

- a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます)
- b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親族:6親等内の血族または3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)

〈契約者について〉

この保険は、ANA ホールディングス(株)を契約者とする団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、原則として ANA ホールディングス(株)が有します。

〈代理店業務について〉

東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、東京海上日動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。

〈再告知について〉

保険期間中に健康状態の再告知はできません。

ご加入のお手続き

2024年5月25日付 でのお手続きの場合

団体総合生活保険(GLTD以外)に初めて加入される方へ

e-choiceお手続きサイトよりログインのうえお手続きください。

http://ezoo.jp/ds4/A0075442405

※ OB・OGの方はURLが異なりますので、ANAファシリティーズまでご連絡ください。

既加入の方へ ※ 補償内容変更および他種目の補償追加をご希望の方へ

弊社からメールまたは郵送にてご案内している【団体保険更新のお知らせ】に沿ってお手続きください。

※ 前年同等プランで更新される方 今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、 特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります。)。

申込締切日

手続き方法

2024年4月15日(月)

※ 一部、更新時のみ(2024年4月15日締切)可能なお手続きがございますので、ご注意ください。

保険料払込方法

給与引去(OBの方は口座振替)

※ 加入月の2ヶ月後から引去開始

2024年6月25日付 でのお手続きの場合

団体総合生活保険(GLTD以外)に初めて加入される方へ

e-choiceお手続きサイトよりログインのうえお手続きください。

http://ezoo.jp/ds4/A00754424052401

手続き方法

※ OB・OGの方はURLが異なりますので、ANAファシリティーズまでご連絡ください。

既加入の方へ ※ 補償内容変更をご希望の方へ

ANAファシリティーズまでお問い合わせください。

※書面でのお手続きとなります

申込締切日

毎月10日締切

※ 一部、更新時のみ(2024年4月15日締切)可能なお手続きがございますので、ご注意ください。

保険料払込方法

給与引去(OBの方は口座振替)

※ 加入月の2ヶ月後から引去開始

今回更新いただく内容に、一部改定がございます。

補償内容・保険料等の主な改定点は【商品改定のご案内】のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

告知の大切さについて、 ご説明させてください。



医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合 ¹ には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

● 告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。1 告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。2

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

- *2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。
- 過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。
- 保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- 1入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無等
- % 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- ●現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- ●新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- ●告知すべき内容を後日思い出された場合には、≪お問い合わせ先≫までご連絡ください。
- ●医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日 以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっ ても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等 については、保険金のお支払対象となります。

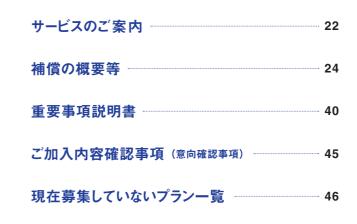
※ お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。※ インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。 また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、≪お問い合わせ先≫までご連絡ください。

補償の種類

お客様を取り巻くリスクは様々です。お客様のニーズに合った補償を組み合わせてご加入いただけます。 ライフスタイル等に応じて、ご希望の補償を選択してください。

こ加人のお手続き	
告知の大切さに関するご案内	
⋒医療補償	
❷ がん補償 ─────	
	1
圖傷害補償	1 ₁
適携行品	1
᠖ホールインワン・アルバトロス費用	1 ¹
■個人賠償責任	1
☆ 弁護士費用等 (人格権侵害等)	1
************************************	2





丘療補償

満5歳以上満89歳以下の方が新規でご加入いただけます。



病気やケガで入院・手術をした場合等に 保険金をお支払いします。

疾病・傷害入院

病気やケガで入院したときに1日目から保険金をお支払いします。

※ 1 回の入院についての支払限度日数は、補償タイプによって異なります。

疾病・傷害手術

病気やケガで手術をしたときに保険金をお支払いします。

- ※ 傷の処置、切開術 (皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*1
- 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

放射線治療

病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。

※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

三大疾病・

がんと診断確定されたとき"、または急性心筋梗塞・脳卒中や脳挫傷・脊髄損傷・内臓損傷と診断 され、入院したときに保険金をお支払いします。

*1 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがんに罹患(りかん)したことがある場合は、一部お支 払いできないことがあります。

総合先進医療

病気やケガで先進医療を受けたときに保険金をお支払いします。

※ 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

総合先進医療一時金

総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金(一時金)をお支払いします。

特定疾患

所定の特定疾患 *2 で入院したときに保険金をお支払いします。

*2 特定疾患とは、平成 21 年 10月 30 日健発 1030 第3号厚生労働省健康局長通知「「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について」 で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表 1 に記載されている 56 疾患となります。 56 疾患については、後記「補償 の概要等しをご確認ください。

女性入院

一般に女性が罹患(りかん)しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器のがん等)の他、糖 尿病等所定の病気で1日以上入院したときに保険金をお支払いします。

※1回の入院についての支払限度日数は、補償タイプによって異なります。

女性形成治療

病気やケガのため、乳房切除術等所定の手術を受けたときに保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

入院費って いくらぐらいかかるの?

もしもの病気のリスクに備えて 「医療補償」 があると安心です。





● 入院時の1日あたりの自己負担費用

集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人 (高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))



※ 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みま す。)や衣類、日用品費等を含みます。

※ 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。 【出典】(公財) 生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査 |



保険金額・保険料

保険期間:1年間 団体割引:25%、損害率による割引:25% ※ご加入口数は1口のみです。

下記保険金額・保険料は、被保険者(保険の対象となる方)ご本人の人数 5,000 名以上 9,999 名以下の場合です。

	タイプ		M001 シンプル	M002 スタンダード	M004 レディース	M003 プレミアム
		1 日につき	3,000 円	5,000 円	5,000 円	10,000 円
疾病・傷害入院保	快並	限度日数	120日	180日	180日	180日
走亡 海中		重大手術※1	12 万円	20 万円	20 万円	40 万円
疾病・傷害 手術保険金	手術の 種類に応じて	上記以外の手術	入院中3万円 入院中以外1.5万円	入院中 5 万円 入院中以外 2.5 万円	入院中 5 万円 入院中以外 2.5 万円	入院中 10 万円 入院中以外 5 万円
放射線治療保険金		1回につき	3万円	5 万円	5 万円	10 万円
三大疾病・重度傷	害一時金	一時金として	-	30 万円	30 万円	50 万円
総合先進医療保険	金	技術料に応じて	400 万円	800 万円	800 万円	800 万円
総合先進医療一時	金	一時金として	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円
特定疾患保険金		一時金として	_	15 万円	15 万円	30 万円
女性入院保険金		1 日につき	-	-	5,000 円	-
		限度日数	-	-	180日	
女性形成治療保険金 手術の 種類に応じて		-	-	入院保険金日数の 20 倍・40 倍	_	
		5~9歳	280 円	590円	650 円	1,070 [
)~ 14 歳	260 円	570 円	630 円	1,020 [
		5~19歳	290 円	610円	700 円	1,110
)~ 24 歳	350 円	720 円	910円	1,340
		5~29歳	370円	750 円	1,050 円	1,390
)~ 34 歳	380円	770円	1,120円	1,430
月額保険料		5~39歳	400円	830円	1,130円	1,540
※年齢は2024年5月25) ~ 44 歳	440円	950円	1,250円	1,760
スキ駅は2024年3月23 における満年齢。保険料		5 ~ 49 歳) ~ 54 歳	540 円 670 円	1,200 円 1,550 円	1,590 円 2,060 円	2,250 l 2,910 l
保険の対象となる方の年	EA)~ 54 成 5 ~ 59 歳	890円	2.070円	2,060円	2,910
によって異なります。) ~ 64 歳	1.220 円	2,840 円	3.800 円	5,370
		5~69歳	1,620円	3.850 円	5,250円	7,290
) ~ 74 歳	2,180円	5,110円	7,360 円	9,720
		5~79歳	2,730円	6,400 円	9,740 円	12,200
) ~ 84 歳	3,370 円	7,970 円	12,360 円	15,240
	85	5 ~ 89 歳	3,470 円	8,580 円	14,000円	16,360
		90 歳	3,900 円	9,700 円	16,180 円	18,510

*1 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

※ 保険の対象となる方としてご加入いただける方は、年齢*2が満5歳以上満89歳以下に限ります。(更新の場合は満90歳以下に限ります)

※加入者ご本人が死亡した場合は、ご家族の方も含め更新できなくなります。(脱退となります)

※ 現在募集していないタイプの内容は P46 [現在募集していないタイプ一覧] にてご確認ください。

*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。 ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断 確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。



がんのリスクに備えて

● がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。

- ●入院保険金・通院保険金は1日目から、支払日数の制限なくお支払いします。
- 「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

	かんと診断帷定されたときに保険金(一時金)をお文払いしよす。なお、継続削契約で既に診断帷定された
がん診断	がんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。 1
	**

*1 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

がんで入院(日帰り入院も含みます。)や所定の手術でをしたときに保険金をお支払いします。 がん入院・手術 *2 時期を同じくして*3.2 種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいいます。

がん退院後療養 がんで20日以上継続入院し、生存して退院したときに保険金をお支払いします。

タイプ GC・TGC・GD・TGD のみ (※現在募集しているタイプとなります 《更新のみ》) がんで20日以上継続入院したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。

※ 1 回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について、45 日を限度とします。

タイプ G002・G003・G004 がん通院 【がん通院保険金の補償拡大特約セット】

・がんで入院(日帰り入院も含みます。)をしたときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。 4

・がんで三大治療(手術・放射線治療・抗がん剤治療)のための通院をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金を お支払いします。*5

*41 回の入院の原因となったがん治療のための通院について、425 日を限度とします。 *5 通院日数の限度はありません。

がんで所定の重度状態(がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態)となったときに保険金 がん重度一時金 (一時金)をお支払いします。

がん特定手術 がんで胃全摘除術、片側肺全摘除術等、所定の手術をしたときに保険金をお支払いします。

がんで抗がん剤治療 *6 を受けたときに保険金をお支払いします。

抗がん剤治療 *6 対象となる抗がん剤治療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60 か月とします。

がんで患者申出療養 7を受けたときに保険金をお支払いします。(先進医療は補償対象外となります) がん患者申出療養 *7 患者申出療養については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

がんで所定の治療でを受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治ゆや最 がん再発転移

終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。 *8 所定の治療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

がん女性特定手術 がんで乳房切除術等、所定の手術をしたときに保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



がんは 気になる病気よね…

日本の「がん(悪性新生物)」の総患者数は、約465万人!

● 主ながん (悪性新生物) の患者数

(単位:万人) 悪性新生物 男性 女性 総数 28.1 18.7 9.5 結腸および直腸 32.4 16.8 15.6 肝および肝内胆管 8.9 6.2 2.7 気管、気管支および肺 32.8 19.5 13.4 83.8 0.6 83.2

※ 総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わな い場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人ががんと診断されるといわれています。

もしものがんのリスクに備えて 「がん補償」があると安心です。

● 医療費・自己負担額の例 (胃がんで15日間入院したケース)

> 医療費の自己負担額 176,620 円 差額ベッド代価 133,000円

※ 70 歳未満、月給 27 万円以上 51 5 万円未満の給与所得者の例 ※ 医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担 額は個別のケースにより異なります。

合計 約30.9万円

【出典】(公財) 生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年 10月改 訂版) をもとに東京海上日動にて作成

保険金額・保険料

保険期間:1年間 団体割引:25%、損害率による割引:25%

※ご加入口数は1口のみです。

下記保険金額・保険料は、被保険者(保険の対象となる方)ご本人の人数5,000 名以上9,999 名以下の場合です。

タイプ がん診断保険金		G001 診断金のみ	G002 スタンダード	G004 レディース	G003 プレミアム	
		100 万円	100 万円	100 万円	200 万円	
がん入院保険金	-	1日につき	-	10,000 円	10,000 円	20,000 円
がん手術保険金		手術の 種類に応じて	-	10лн-20лн-40лн	10万円·20万円·40万円	20ѫฅ⋅40ѫฅ⋅80ѫг
がん退院後療養保険金			-	10 万円	10万円	20 万円
がん通院保険金	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	1日につき	-	5,000 円	5,000 円	10,000 円
がん重度一時金	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••		-	50 万円	50 万円	50 万円
がん特定手術保険金			-	500,000 円	500,000 円	500,000 円
抗がん剤治療補償特約			-	-	-	5 万円
がん患者申出療養特約		3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円	
がん再発転移補償特約		-	-	-	200 万円	
がん女性特定手術	•		_	_	500,000 円	_
	5 -	~9歳	100円	150 円	160円	300 円
	10 -	~ 14 歳	140円	190円	200円	410 円
	15	~ 19 歳	110円	160円	170円	330 F
	20	~ 24 歳	60 円	130 円	140 円	310 F
	25 -	~ 29 歳	110円	230 円	260 円	550 F
	30 -	~ 34 歳	180 円	410 円	470 円	990 F
月額保険料	35 ·	~ 39 歳	260 円	640 円	740 円	1,590 F
	40 -	~ 44 歳	370 円	960 円	1,090 円	2,450 F
※年齢は2024年5月25日	45	~ 49 歳	520 円	1,380 円	1,550 円	3,640 F
における満年齢。保険料は	50 ·	~ 54 歳	840 円	2,000 円	2,200 円	5,350 F
保険の対象となる方の年齢	55 ·	~ 59 歳	1,300 円	3,020 円	3,240 円	8,220 [
によって異なります。	60	~ 64 歳	1,890 円	4,530 円	4,750 円	12,280
	65	~ 69 歳	2,520 円	6,120 円	6,330 円	16,700
	70	~ 74 歳	3,120 円	7,750 円	7,960 円	21,370
	75	~ 79 歳	3,770 円	9,110 円	9,320 円	25,400
	80	~ 84 歳	4,420 円	10,390 円	10,600 円	28,810
	85	~ 89 歳	5,050 円	11,450 円	11,660 円	30,900
	(90 歳		12,540 円	12,750 円	33,190

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満5歳以上満89歳以下に限ります。(更新の場合は、満90歳以下に限ります。)

※加入者ご本人が死亡した場合は、ご家族の方も含め更新できなくなります。(脱退となります)

※ 現在募集していないタイプの内容は P46 [現在募集していないタイプ一覧] にてご確認ください。

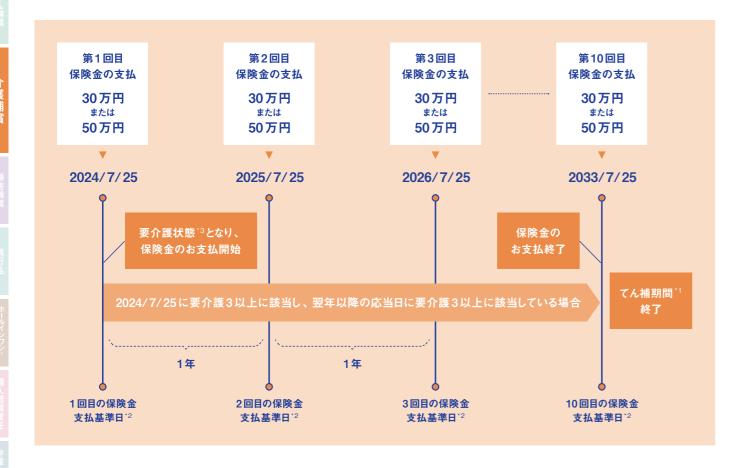
*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護 3 以上の認定を受けた状態をいいます(公的介護保険制度については、P13 をご確認ください)

介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法

- ●年金払介護補償保険金額(年額):30万円または50万円
- ●保険期間:1年間(2024/5/25~2025/5/25)
- てん補期間*1:10年 (10回目の保険金支払基準日*2まで)



- ※ てん補期間・1 中の保険金支払基準日・2 時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間・1 中の保 険金支払基準日*2に、再度要介護状態に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 (例:最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の 保険金のお支払いは最大4年分となります。
- ※ てん補期間 *1 中に死亡した後の保険金支払基準日 *2 においては、保険金をお支払いしません。
- *1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。
- *2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。
- *3公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

介護になったときの 費用が不安…

もしもの介護に備えて 「介護補償」があると安心です。

介護期間と自己負担額

10年以上 -

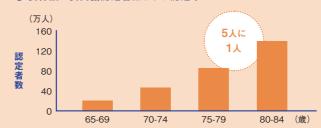
17.6%

4~10年未満一

介護は身近なリスク

統計局)をもとに東京海上日動にて作成

● 要介護・要支援認定者数および認定率



【出典】「令和元年度介護保険事業状況報告」(厚生労働省)「令和元年人口推計」(総務省 【出典】(公財) 生命保険文化センター「2021 (令和3) 年度生命保険に関する全国実態調査」 をもとに東京海上日動にて作成

平均61.1か月

白己負扣額

平均8.3万円

75~84歳では約5人に1人が要介護・要支援状態に

月々の自己負担額 平均 8.3 万円

介護は長期間におよびます ・約 64%が3年以上 ・平均介護期間 61.1 か月

□ 1~2年未満

2~3年未満

3~4年未満 15.1%

12.3%

● 費用総額のシミュレーション (1 人あたり)

月々の自己負担額 平均8.3万円 × 介護期間 平均61.1か月 = 費用総額 平均約507万円

※公的介護保険の自己負担分・公的介護保険対象外の自費出費額

【出典】(公財) 生命保険文化センター「2021 (令和3) 年度生 命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

「公的介護保険だけでは不十分」と感じている人が全体の59.1%に のぼっており、費用面での心配をしている方が多くいます。

長期にわたる介護費用に備えた資金準備があると安心です。

【出典】(公財) 生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

保険金額・保険料

保険期間:1年間 団体割引:25%、損害率による割引:25% ※ご加入口数は1口のみです。

下記保険金額・保険料は、被保険者(保険の対象となる方)ご本人の人数 5,000 名以上 9,999 名以下の場合です。

タイプ		KA 年金払		KA 年金払	
		年金払 年額30万・てん補期間10年		· -	年金払 年額50万・てん補期間10年
			女性	男性	女性
	40~44歳	30円	20 円	40 円	40 円
	45 ~ 49 歳	30円	30 円	50 円	50 円
	50 ~ 54 歳	40円	40 円	70 円	70 円
月額保険料	55 ~ 59 歳	60 円	60 円	100円	90 円
※年齢は2024年5月25日 における満年齢。保険料は	60 ~ 64 歳	130円	120 円	220 円	200 円
保険の対象となる方の年齢 や性別によって異なります。	65 ~ 69 歳	340円	410円	560 円	690 円
	70~74歳	630円	940 円	1,050 円	1,560 円
	75 ~ 79 歳	1,450円	2,200 円	2,420 円	3,660 円
	80 ~ 84 歳	2,540 円	3,980 円	4,230 円	6,630 円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢が、満40歳以上満79歳以下の方に限ります。(更新の場合は満84歳以下の方に限ります)

※ 加入者ご本人が死亡した場合は、ご家族の方も含め更新できなくなります。(脱退となります)



介護補償(一時金)の保険金お支払い方法

●介護補償保険金額(一時金):100万円または300万円 ●保険期間:1年間(2024/5/25~2025/5/25)

[独自基準追加型 (要介護 2)]

公的介護保険制度に基づく要介護 2 以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める

所定の要介護状態(要介護 2 用) ''と診断され、その状態が 90 日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。

※ 公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39 歳以下の方」が要介護になった場合や、「加齢に起因する疾病(16 種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場 合についても保険金をお支払い可能です。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料

保険期間:1年間 団体割引:25%、損害率による割引:25% ※ご加入口数は1口のみです。

下記保険金額・保険料は、被保険者(保険の対象となる方)ご本人の人数 5,000 名以上 9,999 名以下の場合です。

タイプ		KA1 一時払100万	KA3 一時払300万
		一時払 保険金額100万(要介護2)	一時払 保険金額300万(要介護2)
	5~9歳	10円	10 円
	10~14 歳	10円	10 円
	15~19 歳	10円	10 円
	20 ~ 24 歳	10円	10 円
	25 ~ 29 歳	10円	20 円
月額保険料	30 ~ 34 歳	10円	30 円
	35 ~ 39 歳	20 円	70 円
※年齢は2024年5月25日に	40 ~ 44 歳	40 円	130 円
おける満年齢。保険料は保険の	45 ~ 49 歳	50円	160 円
対象となる方の年齢によって異	50 ~ 54 歳	70 円	220 円
なります。 ···	55 ~ 59 歳	100円	310 円
	60 ~ 64 歳	220 円	660 円
	65 ~ 69 歳	460円	1,380 円
	70 ~ 74 歳	1,010 円	3,020 円
	75 ~ 79 歳	2,320 円	6,950 円
•••	80 ~ 84 歳	4,380 円	13,140 円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

- ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢が満5歳以上満84歳以下の方に限ります。
- ※ 加入者ご本人が死亡した場合は、ご家族の方も含め更新できなくなります。(脱退となります)
- ※ 現在募集していないタイプの内容は P46 [現在募集していないタイプ一覧] にてご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

公的介護保険制度とは

介護補償 (年金払介護)、介護補償 (一時金払介護) 共通

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務が あります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

^{*1} 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、 さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当(日立)		歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の 手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
西士松	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
要支援	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、 部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
要介護	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面 的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

S001

ゴルフ中のみ

本人型

2,000,000円

3,000円

5・10倍

2.000円

30円

S002

スタンダード(普通傷害)

本人型

2,000,000 円

3,000円

5・10倍

2.000円

640 円

5 🗆

保険金額・保険料

タイプ

保険の対象となる方

(被保険者)の範囲

死亡・

後遺障害

入院 1日につき

手術 1

通院 1日につき

月額保険料

加入限度口数

S003

ファミリー(家族傷害)

家族型

2,000,000 円

3,000円

5・10倍

2.000円

2,210円

S004

プレミアム(普通傷害)

本人型

5,000,000 円

3,000円

5・10倍

2.000円

850 円



日常生活全般プラン

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

- ●交通事故によるケガ
- ●旅行中のケガ
- ●仕事中のケガ
 - スポーツ中のケガ
 - ●家庭内でのケガ

ゴルフ中等限定プラン [ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、 競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、 保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

●スイングした拍子に転んだときのケガ

龙子 . 悠 ! 哈 中	トギスエナ」と11後1字座中が411と目入に12除入とれて+1いします
死亡•後遺障害	ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

ケガで入院 1 したり手術 2 を受けた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

ケガで通院 *3した場合に保険金をお支払いします。 通院

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍(入院中の手術) または5倍(入院中以外の手術) となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ※ 加入者ご本人が死亡した場合は、ご家族の方も含め更新できなくなります。(脱退となります)

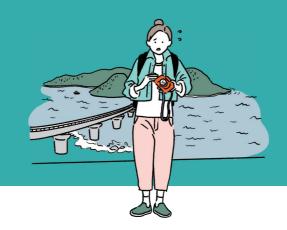
タイプ			S005 スタンダード (普通傷害) ※通院補償なし	S006 ファミリー (家族傷害) ※通院補償なし
保険の対象となる方 (被保険者)の範囲		木 人		家族型
保	死亡・ 後遺障害 冷金額 手術 '1		2,000,000円	2,000,000円
険金			3,000 円	3,000 円
額			5・10 倍	5·10 倍
	月額保険料		270円	940 円
加入限度口数		コ数	5	П

- *1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍 (入院中の手術) または5倍 (入院中以外の手術) となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- ※加入者ご本人が死亡した場合は、ご家族の方も含め更新できなくなります。(脱退となります)
- ※団体の構成員とそのご家族それぞれが「保険の対象となる方ご本人」としてご加入する場合、ご家族の保険金額が団体の構成員の保険金額を上回らないタイプお よび口数を選択してください。

保険の対象となる方(被保険者)の範囲	本人型	家族型
①ご本人 '2	0	0
②ご本人 ¹² の配偶者	_	0
③ご本人 ^{・2} または配偶者の同居のご親族	_	0
④ご本人 '2 または配偶者の別居の未婚のお子様	_	0

- ※ 保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- ※ 現在募集していないタイプの内容は P46 [現在募集していないタイプ一覧] にてご確認ください。
- *2「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載されている方をいいます。「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入いただける方については、P.2「ご注意いただきたいこと(共通)」 の「加入者の範囲」「②」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

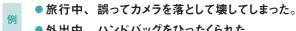


携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、

一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し 住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※ 自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、 商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。



外出中、ハンドバッグをひったくられた。

保険金額・保険料

保険期間:1年間 団体割引:25%、損害率による割引:25%

※ ご加入口数は1口のみです。

下記保険金額・保険料は、被保険者(保険の対象となる方)ご本人の人数 5,000 名以上 9,999 名以下の場合です。

タイプ	KK1 本人型20万	KK2 本人型30万	KK3 本人型50万	KK4 家族型30万
保険の対象となる方 (被保険者)の範囲	本人型	本人型	本人型	家族型
保険金額	20 万円	30 万円	50 万円	30 万円
体		(免責金額:1]	事故 5,000 円)	
月額保険料	60 円	100円	140 円	150 円

※加入者ご本人が死亡した場合は、ご家族の方も含め更新できなくなります。(脱退となります)

保険の対象となる方(被保険者)の範囲	本人型	家族型
①ご本人 ¹	0	0
②ご本人 1 の配偶者	-	0
③ご本人 ¹1 または配偶者の同居のご親族	_	0
④ご本人 11 または配偶者の別居の未婚のお子様	-	0

- ※ 保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- *1「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載されている方をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

≤ ホールインワン・ アルバトロス費用



国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、

以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、

慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- ●以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1
- イ. 同伴競技者以外の第三者 *2
- ●記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス
- *1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。
- *2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。 ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。
- ※ ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。
- ※ 上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

保険金額・保険料

保険期間:1年間 団体割引:25%、損害率による割引:25%

※ ご加入口数は1口のみです。

下記保険金額・保険料は、被保険者(保険の対象となる方)ご本人の人数 5,000 名以上 9,999 名以下の場合です。

タイプ	H001 30万	H002 50万
保険の対象となる方 (被保険者)の範囲	本人型	本人型
保険金額	30 万円	50 万円
月額保険料	170 円	280 円

ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任の いずれかにもご加入いただく必要があります。

※加入者ご本人が死亡した場合は、ご家族の方も含め更新できなくなります。(脱退となります)

セルフプレーは同伴キャディがいないため、同伴キャディ以外の第三者の目撃証明があるときまたは映像等によりその達成を客観的に確認できるときに限り保険金をお支いします。

日常生活全般プラン

- ●自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。●レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
 - ●他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- *1 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

相手方との示談交渉は 東京海上日動にお任せください!

●買い物中、誤って商品を壊してしまった。

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。) に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。





保険金額・保険料

保険期間:1年間 団体割引:25%、損害率による割引:25%

※ご加入口数は1口のみです。

預かった物(受託品)」を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

下記保険金額・保険料は、被保険者(保険の対象となる方)ご本人の人数 5,000 名以上 9,999 名以下の場合です。

タイプ	K1 個賠	K2 弁護士費用等のみ		K3 個賠+弁護士費用等
保険の対象となる方 (被保険者)の範囲	家族型	家族型	家族型	
1 事故支払 限度額	国内:無制限	国内: 弁護士費用等保険金額 300 万円	個賠 国内:無制限	国内: 弁護士費用等保険金額 300 万円
(免責金額 0 円)	国外:1 億円	-	個賠 国外:1 億円	
月額保険料	130 円	130 円		260 円

- ※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。
- ※ 加入者ご本人が死亡した場合は、ご家族の方も含め更新できなくなります。(脱退となります)
- ※ 弁護士費用等(人格権侵害等)の補償内容については、P19 をご確認ください。

保険の対象となる方(被保険者)の範囲	家族型
①ご本人*2	0
②ご本人 '2 の配偶者	0
③ご本人 "2 または配偶者の同居のご親族	0
④ご本人 '2 または配偶者の別居の未婚のお子様	0

- ※ 保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- ※個人賠償責任において、ご本人・2が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる 方に含みます (未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。
- *2「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載されている方をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

18



★ 弁護士費用等

(人格権侵害等)



国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、 または名誉・プライバシーの侵害、痴漢 1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ 2 等により 精神的苦痛を被った場合 3 に、

法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、

弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

- ●自転車に轢かれ、大けがを負ったが、 相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- ●電車内で痴漢 ¹ され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- ●子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、 SNS 上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。 どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。
- *1 痴漢冤罪を証明するための弁護十費用等は対象外となります。
- *2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
 *3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 ※保険金額・保険料につきましては、「個人賠償責任」のページをご参照ください。

「個人賠償責任補償特約」により補償される範囲はとても広範です

- ●植木鉢が塀から落ち、たまたま歩いていた通行人にあたってけがをさせた
- ●ゴルフのプレー中に自分の打った球が、先行のグループに打ち込み、相手がけがをした
- ●飼い犬が散歩中他人にかみついた
- ●奥様がショッピング中、手に取った高額な食器を割ってしまった

上記のような、日常いつでも起きそうなアクシデントによる法律上の損害賠償責任を補償します。 さらに、例でも説明した通り、多くの特約には示談交渉がついているので、 交渉を代行してもらうことで精神的な負担をやわらげ、時間や手間を軽減してくれます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

おすすめパッケージプラン

これから保険に加入したいがどのような 補償を選んだらよいのか分からない・・・



保険について考えることが面倒…

保険に加入したいと思っても、どのように選んだらよいのか…… 保険選びに関する悩みは尽きません。

そういった声にお応えし、ANA ファシリティーズにて 3つのおすすめパッケージプランを作成いたしました。



ご確認ください「パッケージプラン」は、あったかまもりに初めて加入をされる方向けのおすすめプランです。

- 既にあったかまもりに加入いただいている方は「パッケージプラン」でのご加入はいただけません。 「パッケージプラン」と同様の補償をご希望の場合は、個別に補償を追加いただけます。
- 「パッケージプラン」は補償タイプや口数の変更も可能です。例)医療補償のスタンダードをレディースに変更、傷害補償を1口から2口へ変更など
- ●「パッケージプラン」は新規加入時のみの掲示となります。
- 「パッケージプラン」に加入された方は、次回補償内容変更、更新時には各補償毎の掲載となりますのでご注意ください。

ゴルフプレー時のリスクに備えたい方へおすすめ!

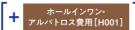
ゴルファープラン

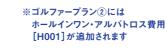
ゴルフのプレー中にも、思わぬケガをしたり ゴルフ用品が壊れるなどのリスクは少なくありません。 そのようなリスクに備え、安心してプレーに臨みませんか?













ご自身がケガをしたとき

他者にケガをさせてしまったとき

ゴルフ用品が壊れてしまったとき、 盗難にあったとき(ゴルフ用品以外の損害も含む)

プラン名		ゴルファープラン①	ゴルファープラン②
個人賠償責任補償 1事故	支払い限度額(免責金額0円)	国内:無制限	国外:1 億円
携行品補償(免責金額:1事故 5,000 円)		20	万円
	死亡・後遺傷害	200 万円	200 万円
ご自身の傷害	入院保険金日額(1日あたり)	3,000 円	3,000 円
※ゴルフ中のみ	手術保険金 *1	5・10 倍	5・10 倍
	通院保険金日額(1 日あたり)	2,000円	2,000 円
ホールインワン・アルバトロス費用		_	30 万円
月額付	月額保険料		390 円

^{*1} 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍 (入院中の手術) または5倍 (入院中以外の手術) となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

自転車運転時の事故に備えたい方へおすすめ!

サイクルプラン

現在多くの都道府県で自転車保険の加入義務化が進んでいます。 また自転車事故により高額な賠償金が請求されるケースも少なくありません。 そのようなリスクを割安な保険料の団体保険で備えておきませんか?



○ 個人賠償責任補償 [K1]







ご自身がケガをしたとき

他者にケガをさせてしまったとき

プラン名		サイクルプラン① (傷害補償:本人型)	サイクルプラン②	(傷害補償:家族型)
個人賠償責任補償 1事故支払い限度額(免責金額0円)		国内:無制限	国外:1億円	
傷害補償 ※通院補償なし	死亡・後遺傷害	200 万円		200 万円
	入院保険金日額(1日あたり)	3,000 円		3,000 円
※ 週 祝 間 頂 な ひ	手術保険金 ¹	5・10 倍		5・10 倍
月額保険料		400円		1,070 円

^{*1} 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍 (入院中の手術) または5倍 (入院中以外の手術) となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

多数の補償の中から何を選べば良いのか分からない方へおすすめ!



医療補償・がん補償・傷害補償がセットになっているため、 病気とけがの両方のリスクに備えることができます。





病気やケガで入院・手術をしたとき



がんと診断確定されたとき



陽害補償 [S002]

ご自身がケガをしたとき

保険料例 (合計)

ブラン名		あんしんプラン
	20 ~ 24 歳	1,490 円
月額保険料	25 ~ 29 歳	1,620 円
※年齢は2024年5月25日 における満年齢。保険料は 保険の対象となる方の年齢に よって異なります。	30 ~ 34 歳	1,820 円
	35 ~ 39 歳	2,110 円
	40 ~ 44 歳	2,550 円
	45 ~ 49 歳	3,220 円

各補償内容の詳細に関しては、医療補償は P6、がん補償は P8、傷害補償は P14、携行品補償は P16、 ホールインワン・アルバトロス費用は P17、個人賠償責任補償は P18 をご確認ください。

21

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

- ※ サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- ※ サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間 1 24 時間 365 日

00 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事 前予約が必要です(予約 受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師 が、緊急医療相談に24 時間お電話 で対応します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予

約制で専門的な医療・健康電話相談 をお受けします。

がん専用相談窓口

医療機関案内

をご案内します。

がんに関する様々なお悩みに、経験 豊富な医師とメディカルソーシャルワー カーがお応えします。

夜間・休日の受付を行っている救急病

院や、旅先での最寄りの医療機関等

転院·患者移送手配 ²

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切 を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

自動セット

22

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や 毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

午前 10 時~午後 6 時 ▶ いずれも • 税務相談 午後2時~午後4時 土日祝・ ・社会保険に関する相談 一午前 10 時~午後 6 時 年末・ • 暮らしの情報提供 -----午前 10 時~午後 4 時 年始を

00 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応 えします。 また、 ホームページを通じて、 法律・ 税務に関するご相談を 24 時間電子 メールで受け付け、弁護十等の専門家が電子メールでご回答します。 [ホームページアドレス]

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html ※ 弁護十等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話で ご説明します。

※ 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らし に役立つ様々な情報を電話でご提供します。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、 優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

• 電話介護相談 ----午前9時~午後5時 • 各種サービス優待紹介 ── 午前9時~午後5時 ▶いずれも土日祝・年末・年始を除く

00 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続 き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といっ た介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の 監修を受けた「もの忘れチェックプログラム *1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門 医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、 介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス]

www.kaigonw.ne.ip

各種サービス優待紹介 '2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」 「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活 を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。

- ※ お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
- *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

認知症アシスト

自動セット

【対象となる補償】介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本 人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

捜索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。 行方不明となった認知症 の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイ ヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通 話することができます。

- *1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初 年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限ります。 ステッカーはフ リーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
- ※ ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、 (一社) セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【捜索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』】

『みまもりあいアプリ』は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあい プロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方 不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行 方不明時に、「捜索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信すること ができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通 知を配信するとともに消去されます。

*2「緊急連絡ステッカー」と「捜索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不 明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android iPhone





平仮名「みまもりあい」で検索、 または左記二次元コードでアプ リを取得しご利用ください。



認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話で お応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェック プログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめ や専門医療機関のご案内等を行います。

• 緊急連絡ステッカー • 「認知症の人と家族の会」紹介

200 0 1 2 0 − 7 7 5 − 6 7 7

• 脳の健康度チェック

• 認知症介護電話相談

100 0120-002-531 **100** 0120-801-276 **100** 0120-801-276

受付時間 ▶いずれも午前9時~午後5時/土日祝・年末・年始を除く

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフ チェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身 にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取 り組んでいただけます。

- ※ 本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
- ※ 本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※ お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合 があります。

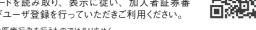
脳機能向上トレーニング

(株) NeU が提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用い ただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研 究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向 上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

[ホームページアドレス] https://tmnf-brain-training.jp

右記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番 号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



- ※ 本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
- ※ 本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※ お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合 があります。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*4」 をご紹介します。*5

- *4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行ってい る法人です。
- *5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等 相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、 対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

受付 いじめ・嫌がらせ等に関する 受付 痴漢被害・冤罪に関する 時間 相談サービス

時間 緊急相談サービス

午前10時~午後6時

午後5時~午後10時

▶いずれも土日祝・年末・年始を除く

午前7時30分~午前9時30分

፴ 0120-300-575 **፴** 0120-106-670

- ※ 木サービスは保除の対象とたる方に限りご利用いただけます
- ※ 職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
- ※ いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問 顕解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士 からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※ 弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

●いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為●自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場 での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※ いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号を ご登録いただくことをおすすめします。

● ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。)にご相談内容の事柄が 発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。

● ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族 *2 の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きま す。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシスト、および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関 で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

- *1 婚姻の届出をしていないが 事実上婚姻関係と同様の事 情にある方および戸籍上の 性別が同一であるが婚姻関 係と異ならない程度の実質を 備える状態にある方を含みま す。婚約とは異なります。
- *26親等以内の血族または3 親等以内の姻族をいいます。

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支 払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったと きに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院 保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数 *1 を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数一疾病入院免責日数 *1)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数 *2 を限度(疾病入院免責日数 *1 は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重模してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ ●保険の対象となる方*1の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分)
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照):疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術:疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術:疾病入院保険金日額の5倍 *1傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合)疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	●アルコール依存および薬物依存 ●むちうち症や腰痛等で、医学 的他覚所見のないもの ●この保険契約が継続されてきた 最初の保険契約(初年度契約 といいます。)の保険始期時点
	傷害入院 保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数 *1 を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数 (入院日数ー傷害入院免責日数 *1) を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数 *2 を限度(傷害入院免責日数 *1 は含みません。)とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	で、既に被っている病気やが *2*3
	傷害手術保険金	ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術・1 を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照):傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術:傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術:傷害入院保険金日額の5倍 ・1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして・2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ・2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
- ・入院を開始してから設定するまでの継続した入院 ・入院を開始してから設定するまでの継続した入院 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、 再入院と前の入院を合わせた入院

24

- ※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)。
- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
退院後通院保険金特約	保険期間中に疾病入院保険金またよって医師等の治療を必要とし、か ■入院の原因となった病気やケガの ■退院日の翌日からその日を含めて ・退院後通院保険金日額に通院日ただし、1回の入院後の通院につ ※疾病入院保険金または傷害入院保険金さ1回の通院とみなし、保険金は重複しては	(「医療補償基本特約」と同じ)	
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。) 予先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *2次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i、公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii、先進医療以外の評価療養のための費用 ii、選定療養のための費用 v、生活療養のための費用 *3次のいずれかに該当するものをいいます。 i、診察 ii、楽剤または治療材料の支給 ii. 処置、手術その他の治療	
	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる 先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回 に限ります。	

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、

【「総合先進医療特約」における粒子線治療 1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払対象となる粒子線治療*1 について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線 治療 *1 にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに 《お問い合わせ先》 までご連絡ください (医療機関ではなく、お客様にお支払いするこ ともできます。)。

- *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は 《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療*1 開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。
- ※ 変更・中止となる場合があります。

保険金をお支払い

しない主な場合

26 27

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払い しない主な場合
三大疾病・重度傷害 時金特約	①次初原立原き急がは、	とは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合。なお、原発がん *2 が発生していない場合はお支払い 塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を	(「医療補償基本 特約」と同じ)
	女性入院 保険金	所定の病気(女性疾病等*1)によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合 ▶女性入院保険金日額に入院した日数(入院日数一疾病入院免責日数*2)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度(疾病入院免責日数*2は含みません。)とします。 ※女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等*1となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 一般に女性が罹患(りかん)しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器の悪性新生物(がん)・良性新生物等)の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物(がん)や糖尿病、心疾患等も含みます。 *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	
女性医療特約	女性 形成治療 保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に以下のような手術を受けられた場合 ■瘢痕(はんこん)形成術(植皮術(皮膚の移植術)や瘢痕(はんこん/傷跡)に対する形成術) ■変形形成術(足ゆびの後天性変形(外反母趾(ぱし)等)に対する形成術) ■乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) ▶手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 【ご注意】乳房の悪性新生物(がん)の治療のための手術については、その悪性新生物(がん)を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません(ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金のお支払対象となります。)。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院

14. ビュルガー病

16. 脊髄小脳変性症

19 悪性関節リウマチ

15. 天疱瘡

17. クローン病

病追

加 支払

特 約 成

成人病

入院保険金

*1 補償対象となる「悪性新生物 (がん)」とは以下のものをいいます。

・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、

47 脊髓性筋萎縮症

43. 慢性血栓塞栓性肺高血圧症

46. 家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)

44. ライソゾーム病 45. 副腎白質ジストロフィー

28. 表皮水疱 (すいほう) 症

29. 膿疱性乾癬 (のうほうせいかんせん)

(接合部型及び栄養障害型)

30. 広範脊柱管狭窄 (きょうさく) 症

31 原発性胆汁性肝硬变

(5) クッシング病 (6) 先端巨大症

(7) 下垂体機能低下症

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、 再入院と前の入院を合わせた入院

病手 悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因 の統計分類提要 ICD-10(2013 年版) 準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修) 第3版(2012 年改正 保 版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象と なりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が 金不 施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対 象に含みます。 担 保 *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 特 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 約 所定の特定疾患によって医師等の治療を必要とし、保険期間中、かつ、その特定疾患により交付された受給者証等の有効期 間中に、その治療のため入院を開始された場合 ▶疾病入院保険金日額の30倍の額をお支払いします。ただし、1回の入院について、1回限りとします。 なお、所定の特定疾患とは、平成 21 年 10 月 30 日健発 1030 第 3 号厚生労働省健康局長通知「「特定疾患治療研究 事業について」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載さ れている以下の疾患をいいます。 (「医療補償基本 特約」と同じ) 1. ベーチェット病 32. 重症急性膵炎 (すいえん) 48. 球脊髓性筋萎縮症 20. パーキンソン病関連疾患 (1) 進行性核上性麻痺(まひ) 49. 慢性炎症性脱髓性多発神経炎 2. 多発性硬化症 (2) 大脳皮質基底核変性症 33. 特発性大腿 (だいたい) (3) パーキンソン病 骨頭壊死症 3. 重症筋無力症 50. 肥大型心筋症 4. 全身性エリテマトーデス 21. アミロイドーシス 34. 混合性結合組織病 51. 拘束型心筋症 5. スモン 22.後縦靱帯(じんたい)骨化症 35. 原発性免疫不全症候群 52. ミトコンドリア病 6. 再生不良性貧血 23. ハンチントン病 36. 特発性間質性肺炎 53. リンパ脈管筋腫症(LAM) 定 7. サルコイドーシス 37. 網膜色素変性症 24. モヤモヤ病 54. 重症多形渗出(しんしゅつ)性 (ウィリス動脈輪閉塞症) 紅斑 (急性期) 保 8. 筋萎縮性側索硬化症 38. プリオン病 9. 強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎 25. ウェゲナー肉芽腫症 39. 肺動脈性肺高血圧症 55. 黄色靱帯 (じんたい) 骨化症 金特 10. 特発性血小板減少性紫斑病 26. 特発性拡張型 (うっ血型) 心筋症 40. 神経線維腫症 約 56. 間脳下垂体機能障害 11. 結節性動脈周囲炎 41. 亜急性硬化性全脳炎 27. 多系統萎縮症 (1) PRL 分泌異常症 (2) ゴナドトロピン分泌異常症 (1) 線条体黒質変性症 12. 潰瘍性大腸炎 42. バッド・キアリ (3) ADH 分泌異常症 (2) オリーブ橋小脳萎縮症 (Budd-Chiari) 症候群 (4) 下垂体性 TSH 分泌異常症 (3) シャイ・ドレーガー症候群 13. 大動脈炎症候群

保険金をお支払いする主な場合

成人病(悪性新生物(がん)*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)によって医師等の治療 を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を

▶疾病入院保険金日額に入院した日数 (入院日数-疾病入院免責日数*2)を乗じた額をお支払いします。

※成人病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の成人病となっても成人病入院保険金は重複してはお支払いできません。

ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度(疾病入院免責日数*2は含みま

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1 と診断確定されたときに、がん*1 以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1 の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013 年版)準拠」および「国際疾病分類一腫瘍学 (NCC監修) 第3版(2012 年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類ー腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があると きには、その疾病を補償対象に含みます。

ご注意

初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)。

		保険金をお支払いする主な場合
		WINTERNAM / OTO WIL
がん補償基	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。
		※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に 所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。
本 特		*1「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
特約	がん退院後療養保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院 した後、生存して退院された場合 ▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いで きません。
	がん通院保険金 [この特約が付帯している補償タイプ] GC・TGC・GD・TGD ※現在募集していない プランとなります(更新のみ)	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上の継続入院をして、以下の条件のすべてを満たす通院 (往診を含みます。)をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■20日以上の継続入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■20日以上の継続入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内 (入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて180日以内 (退院後通院期間)に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数 (実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに20日以上の継続入院をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん通院保険金 + がん通院保険金の 補償拡大特約 [この特約が付帯している補償タイプ] G002・G003・G004	がんと診断確定され、以下のいずれかの状態に該当した場合 ①診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため以下のいずれかの条件を満たす通院(往診を含みます。)をされた場合 ■がん手術保険金のお支払対象となる所定の手術のための通院であること ■抗がん剤*1 による治療のための通院であること ②保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院(日帰り入院も含みます。)を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院(往診を含みます。)をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて365日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院(日帰り入院も含みます。)の原因となったがんの治療のための通院について425日を限度とします(①に該当する通院をされた場合、日数の限度はありません。)。 *1 診断確定されたがんの治療のため投業または処方された所定の医薬品・2で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。*2 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。 *がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院も含みます。)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。
	がん重度一時金	がんと診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合 ■その病状が初めて重度状態*1と診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態*1と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態*1と診断確定されたとき ▶がん重度一時金額をお支払いします。ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。 *1 国際対がん連合(UICC)の定める TNM 分類等の病期分類において、がんの進行度がステージNに該当すると診断確定された状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合
がん再発転移補償特約	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の 治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1 したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。 *1 他の臓器に転移した場合に限ります。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。
がん患者申出療養特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます (詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません(保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。)。 *2次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 評価療養のための費用 ii. 選定療養のための費用 v. 生活療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
抗がん剤治療補償特約	保険期間中に抗がん剤治療 *1 を開始した場合 ▶抗がん剤治療 *1 をした日の属する各月 *2 について抗がん剤治療 *1 を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療 *1 をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療 *1 をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療 *1 をされた場合は、新たに抗がん剤治療 *1 をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療 *1 をされた場合は、新たに抗がん剤治療 *1 を開始したものとして取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤 *3 にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療 *1 をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投業または処方された所定の医薬品 *4 で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。
がん女性特定手術特約	がんと診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けられた場合 ■乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) ■子宮全摘除術 ■両側卵巣全摘除術 ▶がん女性特定手術保険金額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
がん特定手術特約	がんと診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けられた場合 ■胃全摘除術 ■片側肺全摘除術 ■食道全摘除術 ■片側腎全摘除術 ■膀胱(ぼうこう)全摘除術 ■人工肛門(こうもん)造設術 ■喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うものに限ります。) ■四肢切断術(手指・足指を除きます。) ▶がん特定手術保険金額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

介護補償(年金払介護)

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態 "の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約+年金払介護補償特約	・第1回年金払介護補償保険金保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ・第2回以後年金払介護補償保険金 既に第1回年金払介護補償保険金が支払われた場合で、てん補期間*1中の保険金支払基準日*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態*3に該当しているとき ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ※でん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 (例:最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金のお支払いもしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。) 上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。 *1第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。 *21回目は最初に保険金を支払うべき要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。 *3公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。	 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態・先天性疾患によって生じた要介護状態・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険対制時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 **1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態でついても、初年度契約の保険始期から1年を経過した後に開始した要介護状態で4についても、初年度契約の保険始期から1年を経過した後に開始した要介護状態で4については、保険金のお支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。 *4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

[※] 保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

30

31

安事項説明₄

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。 この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がな かったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[公的介護保険連動型 (要介護 3)]

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態 *2*3 等 **1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 **2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。 **3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

[独自基準追加型 (要介護 2)]

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
保険期間中に公的: よび②のいずれにも 継続した場合 ①下表の左欄に記載	・地震・噴火またはこれらによる津 波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意また は重大な過失によって生じた要 介護状態	
歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。	・保険金の受取人の故意また 重大な過失によって生じた要? 護状態(その方が受け取るべ 金額部分)
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	・保険の対象となる方の闘争: 為、自殺行為または犯罪行っ によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転
入浴その他の 複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア、車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからボータブルトイレへ、車いすもしくはいすからボータブルトイレへまたは畳からボータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ.介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。	している間の事故により生じ要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せ剤、危険ドラッグ、シンナー等使用によって生じた要介護状態・アルコール依存および薬物依によって生じた要・護状態・医学的他覚所見のないむちう症や腰痛等によって生じた要・護状態・この保険契約が継続されてき最初の保険契約(初年度契・
排せつ等 日常生活上の 一部の行為	次のア.からウ.のいずれにも該当する状態 ア.自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ.歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ.洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。	取例の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時」で、既に被っている病気やケ等による要介護状態*2*3 *1 該当した保険の対象となる方の数加が、この保険の計算の基礎に及す影響が少ない場合は、その程度にじ、保険金の全額をお支払いすことがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既被っている病気やケガ等による要介状態についても、初年度契約の保始期日から1年を経過した後に開始た要力護状態については、保険金お支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の気やケガであったり、正しく告知いた

32

保険金をお支払いしない主な場合 保険金をお支払いする主な場合 ②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・地震・噴火またはこれらによる津 要介 波によって生じた要介護状能 *1 介護 ・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) ズボンまたはパンツ等の着脱、 ・保険の対象となる方の故意また ガ護 2以-設補償基 (4) 靴下の着脱について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態であること。 は重大な過失によって生じた要 ア. 2つ以上の行為についてできない状態 介護状態 イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 上本 ・保険金の受取人の故意または へ 特 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目に 重大な過失によって生じた要介 での補用 ついては、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 護状態(その方が受け取るべき 金額部分) ||償拡-(1) ひどい物忘れがある。 ・保険の対象となる方の闘争行 (2) まわりのことに関心を示さないことがある。 大に一 為、自殺行為または犯罪行為 (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 によって生じた要介護状態 関保 (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 ・無免許運転や酒気帯び運転を (5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。 している間の事故により生じた (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 要介護状態 特約-制度連 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 剤、危険ドラッグ、シンナー等の 十所完 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 使用によって生じた要介護状態 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 定價 ・アルコール依存および薬物依存 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 によって生じた要介護状態 要分 (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 ・先天性疾患によって生じた要介 介の (12) 目的もなく動き回ることがある。 護狀態 1護状態の要介護 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 ・医学的他覚所見のないむちうち 症や腰痛等によって生じた要介 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 護状態 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 要以 ・この保険契約が継続されてきた (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 介上 最初の保険契約(初年度契約 (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 護2用) といいます。)の保険始期時点 (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 で、既に被っている病気やケガ (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 等による要介護状態 *2*3 (20) 食べられないものを口に入れることがある。 の (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 *1 該当した保険の対象となる方の数の 加が、この保険の計算の基礎に及ぼ (22) 自力で内服薬を服用できない。 す影響が少ない場合は、その程度に応 (23) 金銭の管理ができない。 じ、保険金の全額をお支払いすること や、その金額を削減してお支払いする (24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。 ことがあります。 (25) 現在の季節を理解できない。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に (26) 今いる場所の認識ができない。 被っている病気やケガ等による要介護 状態についても、初年度契約の保険 始期日から1年を経過した後に開始し ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 た要介護状態については、保険金の ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。 お支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病 気やケガであったり、正しく告知いただ いていた場合であっても、保険金のお 支払対象とならないことがあります。

傷害補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

- ■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。
- ■「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」*2 により、保険の対象となる方がケガ*1 をした場合に保険金をお支払いします。
- ■「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*3中に「急激かつ偶 然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。
- *1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたは すべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
- *2 交通事故等とは以下のものをいいます。
- ・運行中の交通乗用具 *4との衝突、接触等の交通事故 ・運行中の交通乗用具 *4に搭乗している間の事故 ・乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故 ・作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ・交通乗用具 *4 の火災による事故 等 *3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

- *4 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかっ たときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合			
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) 			
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ・妊娠・出産・早産生をは済産によって生じたケガ・妊娠・出産・早産生をは済産によって生じたケガ			
	入院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重復してはお支払いできません。	 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 			
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1傷の処置や拡歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	等 〈「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされない場合のみ〉 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ等〈「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合のみ〉 ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業ま			
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。 また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等・1 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	たは整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、 清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭 乗している間のケガ 等 〈「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットさ れる場合のみ〉 ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等			

携行品補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ○以下のものは補償の対象となりません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fi ルーター、コンタクトレンズ、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・環険の対象の置き忘れまたは紛失・1 に起因する損害 ・無、っ、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害
携行品特約+ゴルフ用品補償特約	国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合 ■ゴルフ用品の盗難(ただしゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。) ■ゴルフクラブの破損、曲損・1 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計されえた物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・環険の対象の置き忘れまたは紛失・1 に起因する損害 ・活ルフボールのみの盗難による損害

個人賠償責任補償

等

※ ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内での野託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※東京海上田塾として東京海上日動が行います。 ※東京海上田塾との直接が高について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんので注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認とださい。 1、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 2、以下のもい母氏記とは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認とださい。 1、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 2、以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、デジコンは製・携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイル Wi-Fi ルーター、コンタウトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、グレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物等	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

36

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

約

費用に関する補償(弁護士費用等・ホールイン・アルバトロス費用)

国内において以下のような事由により、	保険金の受取人 *1:	が
弁護士費用または法律相談費用を負担	した場合	

弁護士費 ■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)に よって被った身体の障害 *2 または財物の損壊等 *3 について、 相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談を した場合

保険金をお支払いする主な場合

- ■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵 害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士 委任または法律相談をした場合
- ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4こと により被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相 談をした場合
- ▶ 1 つの原因事故 *5 について保険の対象となる方 1 名あたり 300 万円を限度に保険金をお支払いします*6。
- ※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への 費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、 保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他に
- ご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたって は補償内容を十分ご確認ください。
- *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、 父母もしくはお子様に該当する方をいいます。
- *2 病気またはケガをいいます。
 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に
- *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同 一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- *6 弁護士等 *7 への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限 額の範囲内で保険金をお支払いします。
- *7 弁護士または司法書士をいいます。
- *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
- *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸 籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態に ある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認でき
- る場合に限ります。婚約とは異なります。)。
- ①婚姻意思 *10 を有すること
- ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する 意思をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じ た身体の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛
- ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害 *2、 財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財 物の損壊等*3
- ・労働災害により生じた身体の障害 *2 または精神的苦痛
- ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受 けたことによって生じた身体の障害 *2
- ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、 財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害 *2、財物の損壊等 *3 または 精神的苦痛
- ・電磁波障害に起因する身体の障害 *2 または精神的苦痛
- ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛
- ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
- ・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所 有、使用または管理に起因して発生した身体の障害 *2 または財物の損壊等 *3
- ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者 *5、父母もしくはお子様
- が賠償義務者 *4 である場合
- ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6

- *1 保険金のお支払対象となる原因事故 *6 による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支 払いすることがあります。
- *2 病気またはケガをいいます。
- *3 指壊すたけ次取をいい 詐取を含みすけん。
- *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
- *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であ るが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たす ことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
- ①婚姻意思 *7 を有すること
- ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一 連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者 1 名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者*1 ■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1 およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのブレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフブレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。 ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

- ※ ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ※ 一部 ANA グループ計員専用の団体総合生活保険で取り扱いしていない補償の記載もございます。
- ※ ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、 特にご注意いただきたい事項

ご加入前におけるご確認事項

1 商品の什組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として ご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。 この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご 確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 *1 を他にご契約されているときには、補償が重複することが あります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。 補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください *2 。

- ●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- 救援者費用等補償特約 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
- ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
- *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。 保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁の ホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、 がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額*1 の増額等はできません。



所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額*1 は、平均月間所得額*2 以下(平均月間所得額*2 の 85%以 下を目安) で設定してください (保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保 険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)。

- *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額 *3×約定給付率とします。
- *2 直前 12 か月における保険の対象となる方の所得 *4 の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000 円となります。)。
- *3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
- *4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・維所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を 免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られ る収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお 支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

保険料の決定の仕組み 保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。



編集 払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

- ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合 ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合等
- ※ 保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加 入者の加入部分。1 について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分。1 を解除することがありますのでご注意ください。

- ※ 所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断 りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ - 1告知義務」をご確認ください。
- *1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償 だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受 領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※ 告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆の マークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の 補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★: 告知事項 ☆: 告知事項かつ通知事項

基本補償・ 特約 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期 障害所得保障	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任・借家人賠償責任 携行品・住宅内生活用動産・救援者費用等 弁護士費用等・トラブル対策費用
生年月日	*"	*	*	*	*	★ '2
性別	_	_	*	*	★ *3	-
職業・職務・4	☆ *5	☆	-	-	-	-
健康状態告知 '6	_	*	*	*	*	-

※ すべての補償について「他の保険契約等*7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療 保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

- *1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- *2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- *3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。 *4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- *6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *7 この保険以外にご契約されている。この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動 にて保険のお引受けができないときがあります。

[所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条 件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、

現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。 なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同 居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の 健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください

*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます

- (以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。 婚約とは異なります。)。
- a. 婚姻意思 *9 を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等に はお引受けできないことがあります。

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*10から1 年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*11。

- ●責任開始日*10 から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*12(ただし、「保険金の支払事由の発生」と 「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。
- *10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- *12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがありま す。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合 *1 は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

「がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合 *2 は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意 奏起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

ш

ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく(お問い合わせ先)までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II - 1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1 がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- *1 直前 12 か月における保険の対象となる方の所得 *2 の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000 円となります。)。
- *2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・維所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更

こが入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1 することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る 補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員に ご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合] ● 所得補償

●所侍佣

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

- ●上記以外の補償共
- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- ●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、 更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

「更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康 状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。 ただし、新たにい ただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1 の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、 《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますよう お願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼 書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者および ご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

● 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
- ① この保険が継続されてきた最初のご加入 (初年度契約といいます。) の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ② 保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおり となります。

補償內容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
財産に関する補償、費用に関する補償	1年超	原則として 90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われ
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん	補償、介護補償	た場合には、90%を下回ることがあります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票 が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い 合わせ先》までご連絡ください。なお、バンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時 まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険 会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)(お 問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬
- 明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人が いない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件 を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
- *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)から ご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷 病名等を察知される可能性があります。
- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
- 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
- 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
- 3 ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、そ の債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
- 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心 110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機 関である一般社団法人日本損害保険協会と手続宝施基本契約を締結しています。東京海上日動火 災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。





受付時間:平日午前9時15分~午後5時 (土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.ip/)

〈共同保険引受保険会社について〉

引受保険会社	引受割合		
为文体陕云位	傷害補償・携行品・個人賠償責任・弁護士費用等・ホールインワンアルバトロス費用		
東京海上日動火災保険株式会社	40%		
三井住友海上火災保険株式会社	30%		
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	27.50%		
AIG 損害保険株式会社	2.50%		

※ この保険は、東京海上日動火災保険会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については、上記内容をご確認ください。なお、医療保障・がん補償・介護補償については、 東京海上日動単独のお引受けとなります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記 載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約 款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書 等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

44

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター (東京海上日動安心 110 番)

0120-720-110 受付時間: 24 時間 365 日

ご加入内容確認事項 (意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただ くうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

□保険金額、免責金額(自己負担額)

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険期間 □保険の対象となる方 □保険金をお支払いする主な場合

□保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正し てください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	医療補償	がん補償	介護補償	傷害補償	左記以外 の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は 正しくご記入いただいていますか?	0	0	0	-	-
□加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分 (AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種) ※交通事故傷害危険のみ補價特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補價特約をセットされる場合には、確認不要です。	-	-	-	0	-
「健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? 1 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	0	0	O ·1	-	-
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	0	0	0	0	0

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意・2」についてご確認ください。 *2 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

45

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

現在募集していないタイプ一覧

こちらに記載のタイプへの新規加入やタイプ変更はできませんのでご注意ください。(継続して更新される場合のみ可能です) 内容については、P24 のあったかまもり [団体総合生活保険] 補償の概要等にて、該当する補償をご確認ください。

医療補償

Я	イプ	IX • TIX	IXP · TIXP	TIX0	IX1 · TIX1	TIX2	2M1 • T2M1	M1 · TM1	M2· TM2	M3 • TM3
在点 语由 3 贴旧版人	1日につき			5,000円			10,000円			
疾病・傷害入院保険金	1入院あたり支払限度日数					120日				
疾病・傷害手術保険金	手術の種類に応じて		重大手術 20 万円				重大手術 40 万円			
大阳 "易音于刑 床 尺 亚	丁刊 ソイ建 大夫 に ルムし し	į	上記以外の手術 入院中 5 万円・入院中以外 2.5 万円			上記以外の手術 入院中 10 万円・入院中以外 5 万円				
放射線治療保険金	1回につき			5 万円				10	万円	
三大疾病・ 重度傷害一時金	一時金として			30 万円				60 :	万円	
総合先進医療保険金	技術料に応じて	_		400	万円			800	万円	
総合先進医療一時金	一時金として	-	- 10 万円			10 万円				
特定疾患保険金	一時金として	_	- 15 万円			30 万円				
# ← 1 時 / P A	1日につき -		5,000 円	_	5,000 円	_	10,000 円	_	10,000円	_
双人俩八阮	1入院あたり支払限度日数	_	120日	_	120日	_	120日	_	120日	_
退院後通院保険金	1日につき	_	3,000円	_	_	3,000円	6,000 円	_	_	6,000 円
	5~9歳	520 円	650円	580 円	590 円	640 円	1,230 円	1,100 円	1,120 円	1,210円
	10~14歳	500円	630 円	560円	570円	620 円	1,180円	1,050円	1,070 円	1,160円
	15~19歳	530 円	660 円	590 円	600円	650 円	1,260 円	1,130 円	1,150 円	1,240 円
	20 ~ 24 歳	640 円	780 円	700円	710 円	770 円	1,500 円	1,350 円	1,360 円	1,490 円
	25 ~ 29 歳	670 円	820 円	730 円	740 円	810円	1,590 円	1,400 円	1,430 円	1,560 円
	30 ~ 34 歳	690 円	870 円	750 円	780 円	840 円	1,670 円	1,440円	1,500円	1,610円
	35 ~ 39 歳	750 円	960円	810円	860 円	910円	1,870 円	1,570 円	1,680 円	1,760 円
月額保険料	40 ~ 44 歳	860 円	1,110円	920 円	1,000円	1,030 円	2,150 円	1,780 円	1,940 円	1,990円
※年齢は2024年5月 25日における満年齢。	45 ~ 49 歳	1,110円	1,450 円	1,170 円	1,310 円	1,310 円	2,810円	2,270 円	2,550 円	2,530 円
保険料は保険の対象となる方の年齢によって異な	50 ~ 54 歳	1,450 円	1,930 円	1,510円	1,750 円	1,690 円	3,780 円	2,960 円	3,440 円	3,300 円
ります。	55 ~ 59 歳	1,950 円	2,650 円	2,010 円	2,400 円	2,260 円	5,260 円	3,970 円	4,760 円	4,470 円
	60 ~ 64 歳	2,690 円	3,730 円	2,750 円	3,360 円	3,120 円	7,410 円	5,460 円	6,680 円	6,190円
	65 ~ 69 歳	3,670 円	5,190 円	3,730 円	4,640 円	4,280 円	10,310円	7,410 円	9,230 円	8,490 円
	70 ~ 74 歳	4,880 円	7,170 円	4,940 円	6,230 円	5,880 円	14,300 円	9,840 円	12,430 円	11,710円
	75 ~ 79 歳	6,080 円	9,210 円	6,140 円	7,960 円	7,390 円	18,350 円	12,240 円	15,870 円	14,720 円
	80 ~ 84 歳	7,450 円	11,300 円	7,510 円	9,990 円	8,820 円	22,560 円	14,980 円	19,950 円	17,590 円
	85 ~ 89 歳	7,920 円	12,730 円	7,980 円	11,420 円	9,290 円	25,390 円	15,910円	22,780 円	18,520 円
	90 歳	8,930 円	14,940 円	8,990円	13,630 円	10,300 円	29,830 円	17,940 円	27,220 円	20,550円

46

医療補償

Þ	イブ	IA3 · TIA3	IA · TIA	IAP • TIAP	2M2 · T2M2	IB · TIB	IBP ·	2M3 · T2M3
		- HAS		HAP				
疾病・傷害入院保険金	1日につき		5,000 円		10,000円	5,000円		10,000円
	1入院あたり支払限度日数			360日			730	0 日
		重	大手術 20 万	円	重大手術 40 万円	重大手術	ī 20 万円	重大手術 40 万円
疾病・傷害手術保険金	手術の種類に応じて	ز	:記以外の手 入院中 5 万P 記中以外 2.5 〕	9	上記以外の手術 入院中 10 万円・ 院中以外 5 万円	入院中	外の手術 · 5 万円 外 2.5 万円	上記以外の手術 入院中 10 万円・ 院中以外 5 万円
放射線治療保険金	1回につき		5 万円		10 万円	5 7	5円	10 万円
三大疾病・ 重度傷害一時金	一時金として	_	50	万円	100 万円	100	万円	200 万円
総合先進医療保険金	技術料に応じて	_	_	400 万円	800 万円	_	400 万円	800 万円
総合先進医療一時金	一時金として	_	_	10 万円	10 万円	_	10 万円	10 万円
特定疾患保険金	一時金として	_	_	15 万円	30 万円	_	15 万円	30 万円
成人病入院保険金	1日につき	_	_	5,000円	10,000 円	_	5,000円	10,000 円
双人俩八阮	1入院あたり支払限度日数	_	_	360日	360日	_	730 日	730 日
退院後通院保険金	1日につき	_	_	3,000円	6,000 円	_	3,000円	6,000 円
	5~9歳	380 円	610円	740 円	1,440 円	850円	980円	1,900 円
	10~14歳	360円	590円	720 円	1,390 円	830円	960円	1,850 円
	15~19歳	410円	640 円	770 円	1,490 円	880 円	1,010円	1,950 円
	20 ~ 24 歳	520 円	750 円	890 円	1,750 円	1,000円	1,140 円	2,210 円
	25 ~ 29 歳	550円	780 円	930 円	1,830 円	1,020 円	1,170 円	2,300 円
	30~34歳	570 円	800円	980 円	1,930 円	1,060 円	1,240 円	2,410 円
	35 ~ 39 歳	610円	880 円	1,090 円	2,150 円	1,160 円	1,370 円	2,700 円
月額保険料	40~44歳	690 円	1,040 円	1,300 円	2,560 円	1,410 円	1,670 円	3,300 円
※年齢は2024年5月 25日における満年齢。	45 ~ 49 歳	900円	1,380 円	1,730 円	3,400 円	1,920 円	2,270 円	4,460 円
保険料は保険の対象とな	50 ~ 54 歳	1,120 円	1,820 円	2,320 円	4,590 円	2,580 円	3,080 円	6,080 円
る方の年齢によって異な ります。	55 ~ 59 歳	1,510 円	2,440 円	3,180 円	6,320 円	3,440 円	4,180 円	8,320 円
	60~64歳	2,150 円	3,380 円	4,490 円	8,940 円	4,740 円	5,850円	11,650 円
	65 ~ 69 歳	2,920 円	4,670 円	6,310 円	12,570 円	6,620 円	8,290 円	16,520 円
	70~74歳	3,970 円	6,190 円	8,720 円	17,390 円	8,680 円	11,290 円	22,530 円
	75 ~ 79 歳	5,130円	7,830 円	11,330 円	22,620 円	10,910 円	14,570 円	29,060 円
	80~84歳	6,760 円	9,960 円	14,550 円	29,050 円	13,890 円	18,830 円	37,600 円
	85 ~ 89 歳	7,390 円	11,090 円	17,210円	34,360 円	15,920 円	22,710円	45,370 円
	90 歳	8,400 円	12,590 円	20,370 円	40,700 円	18,100 円	26,780 円	53,520 円

がん補償

Þ	イプ	GC · TGC	GD· TGD
がん診断保険金	一時金として	100	万円
	1日につき	10,0	00 円
がん入院保険金	1入院あたり支払限度日数	限度	[tal
がん手術保険金	手術の種類に応じて	10 万円・20 2	万円・40 万円
がん退院後療養保険金	一時金として	10	万円
10° 1 × 10° 10 10° A	1日につき	5,00	00 円
がん通院保険金	支払限度日数	45	·····································
がん重度一時金	一時金として	_	50 万円
がん特定手術保険金	1回につき	_	50 万円
	5~9歳	120 円	140円
	10~14歳	160 円	180 円
	15~19歳	130 円	150円
	20 ~ 24 歳	100 円	120円
	25 ~ 29 歳	170 円	190 円
	30 ~ 34 歳	340 円	360 円
	35 ~ 39 歳	490 円	530 円
月額保険料	40~44歳	720 円	790 円
※年齢は2024年5月 25日における満年齢。	45 ~ 49 歳	1,030 円	1,130 円
保険料は保険の対象となる方の年齢によって異な	50 ~ 54 歳	1,490 円	1,670 円
ります。	55 ~ 59 歳	2,300 円	2,590 円
	60 ~ 64 歳	3,480 円	3,910 円
	65 ~ 69 歳	4,800 円	5,420 円
	70~74歳	6,080 円	6,950 円
	75 ~ 79 歳	7,270 円	8,390 円
	80 ~ 84 歳	8.420 円	9,750 円
	85 ~ 89 歳	9,430 円	10,930 円
	90 歳	10,440 円	12,120 円

携行品

タイプ	C1	C2
補償の対象	ゴルフ月	
保険金額	20 万円	50 万円
自己負担額(免責金額)	0円	0 円
	80 円	180 円

介護補償

71 成 110 1只		
\$	イプ	KA2· TKA2
介護補償保険金	一時金として ※独自基準追加型 (要介護 2)	200 万円
	5~9歳	10 円
	10~14歳	10 円
	15~19歳	10 円
	20 ~ 24 歳	10 円
	25 ~ 29 歳	10円
D for /D BA del	30 ~ 34 歳	20 円
月額保険料 ※年齢は2024年	35 ~ 39 歳	40 円
5月25日における	40~44歳	90 円
満年齢。保険料は保険の対象とな	45 ~ 49 歳	100円
る方の年齢によっ て異なります。	50 ~ 54 歳	140 円
	55 ~ 59 歳	210 円
	60 ~ 64 歳	440 円
	65 ~ 69 歳	920 円
	70 ~ 74 歳	2,020 円
	75 ~ 79 歳	4,630 円
	80 ~ 84 歳	8,760 円

夕	イプ	K100	K200	K300
介護補償保険金	一時金として ※公的介護保険連動型 (要介護 3)	100 万円	200 万円	300 万円
	40~44歳	20 円	40 円	60 円
	45 ~ 49 歳	20 円	50 円	70 円
月額保険料	50 ~ 54 歳	30 円	70 円	100円
※年齢は2024年	55 ~ 59 歳	50 円	90 円	140 円
5月25日における 満年齢。保険料	60 ~ 64 歳	100 円	200 円	300 円
は保険の対象となる方の年齢によっ	65 ~ 69 歳	290 円	580 円	860 円
て異なります。	70 ~ 74 歳	640 円	1,270 円	1,910 円
	75 ~ 79 歳	1,480 円	2,950 円	4,430 円
	80 ~ 84 歳	2,810 円	5,630 円	8,440 円

※ 独自基準追加型 (要介護 2) 詳細はパンフレット P12 をご確認ください。

傷害補償

	タイプ	本力	人型	7 1	し型 害のみ)	家族型	家族型 (交通傷害のみ)
		タイプ A	タイプ B1	タイプ K	タイプ B2	タイプ C1	タイプ C2
	死亡・後遺障害	4,790,000 円	2,100,000 円	_	_	1,600,000 円	_
日常生活	入院保険金日額	2,300 円	2,300 円	_	_	2,300 円	_
でのケガ	手術保険金 *	5倍・10 倍	5倍・10 倍	_	_	5倍・10倍	_
	通院保険金日額	1,500 円	1,500 円	_	_	1,500 円	_
	死亡・後遺障害	4,790,000 円	2,100,000 円	17,110,000 円	2,730,000 円	1,600,000 円	1,740,000 円
交通事故	入院保険金日額	2,300 円	2,300 円	4,600 円	2,300 円	2,300 円	2,300 円
でのケガ	手術保険金 *	5倍・10 倍	5倍・10倍	5倍・10倍	5倍・10倍	5倍・10倍	5倍・10倍
	通院保険金日額	1,500 円	1,500 円	3,000円	1,500 円	1,500 円	1,500 円

※ 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。

月額保険料	710 円	530 円	660 円	210 円	1,700 円	450 円
加入限度口数	6 □	6 □	3 □	6 □	6 □	6 □

[※] 公的介護保険連動型(要介護 3) 公的介護保険制度に基づく要介護 3以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)をお支払いします。

[保険料 43.75% OFF] 団体保険で 保険の見直ししませんか?

皆さまは、会社の福利厚生制度をしっかり活用できていますか? 実は、福利厚生制度の一つに団体保険制度があります! この保険なら、医療・がん補償を含めたさまざまな補償に 43.75%の割引で加入することが可能です!

割引 **43.75**% 適用!

団体保険制度なら、団体割引等適用による「割安な保険料」で加入できます!

団体割引 25%・ 損害率による割引 25%適用

「保険の種類がありすぎてよくわからない」

「保険に入りすぎて保険料が家計を圧迫してしまうと大変」



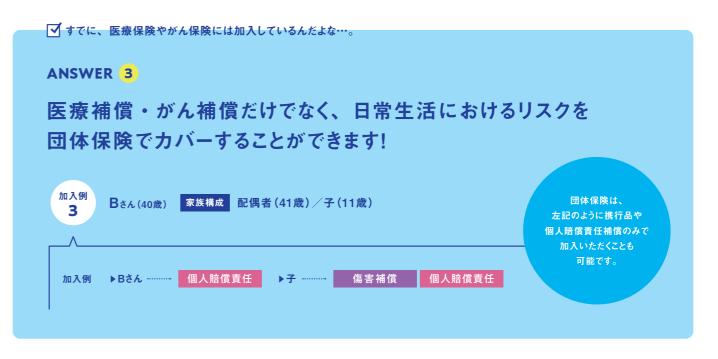
保険によくある悩みですよね。 会社の福利厚生で用意している団体保険制度なら、 割安な保険料のため、日常生活におけるリスクに備えることが可能です。

	な、ございませんか?	
自分	だけでなく、家族のネ	甫償にも備えたいな・・・。 <mark>➡ ANSWER 1</mark> へ!
保険	には入っているけど、	補償が足りないところがあるな…。 ➡ ANSWER 2 へ!
□ すでに	こ、医療保険やがん	保険には加入しているんだよな・・・。 ➡ ANSWER ₃ へ!
МЕМО		
その他のお	悩みや心配事があれば書き出して	てみましょう。
その他のお	悩みや心配事があれば書き出し	てみましょう。
その他のお	悩みや心配事があれば書き出し	でみましょう。

50







〈ご注意〉

現在ご加入の方につきましては、P3 記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、 当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

取扱代理店: ANA ファシリティーズ ファイナンシャルサービス部

住所:〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-14-1

TEL: 0570-029-009(音声ガイダンス③) 受付時間: 10:00 ~ 16:00 Email: dantaihoken@anaf.co.jp

引受保険会社:(幹事)東京海上日動火災株式会社

担当課: 航空宇宙・旅行産業部エアライン宇宙保険室 TEL: 03-3285-1731